

塩竈市景観計画(案)に関するパブリックコメント実施結果

1. 意見募集期間 平成28年4月21日(木)～5月10日(火)
2. 意見提出者 1人(電子メール)
3. 意見総数 2件
4. 提出された意見の内容とそれに対する市の考え方

| No. | 項目またはページ番号 | 意見の内容(原文) | 市の考え方 |
|-----|-------------|---|---|
| 1 | 眺望景観の保全について | <p>塩竈神社から塩竈港を眺めた時に視界を遮るような高い建築物は将来的に無くなって欲しいです。</p> | <p>本市では、平成5年に「塩竈の景観を守り育てる条例」を制定し、市内全域において高さ10mを超える建築物等の届出を課しております。また、当該区域においては高さ20mを超える建築物等を計画する場合は、塩竈市海と社の景観審議会の意見を聴いた上で、必要な助言及び指導を行っております。</p> <p>この条例の制定以降、眺望を遮るような建築物等は建たず、一定の効力を果たしてまいりましたが、国の景観法(平成16年公布)制定以前につくった条例であるため、法に基づく強制力は行使することができません。</p> <p>本計画の7章で定める「行為の制限」では、高さ10m超における届出制度を定めており、今後、景観法に基づく強制力のある条例への改正を予定しております。</p> <p>併せて、当該地区の住民や事業者の皆様と協議させていただいた上で、高さや色彩の制限についても検討していく予定です。</p> |
| 2 | 行為の制限について | <p>門前町地域は奇抜な色の外壁等の規制が必要だと思います。せっかく歴史的な建築物がいくつかあるのですが、全体的にちぐはぐで勿体無いです。</p> | <p>門前町の鹽竈海道(北浜沢乙線)沿線地区におきましても、今後、当該地区の住民や事業者の皆様と協議させていただいた上で、高さや色彩の制限についても検討していく予定です。</p> <p>また、門前町周辺から港奥部のウォーターフロントにかけてのエリアを景観重要地区「海と社を結ぶ地区」と位置付け、歴史的建築物等を生かしながら、戦略的に魅力的な景観の形成を図ることを考えております。</p> |